

自主確認表① ～求人募集等を行う前に(高校)～

◎求人活動・採用選考等を行う前に再確認をお願いします。

1. 求人申込み

- ☐ 求人数は、「高校卒業者対象の採用人数」であり、他の求人(大学等や中途採用)と併せることはできないこと。
求人数が充足にならない限り、求人申込みを行った「翌年6月末まで有効」となること。
- ☐ (研修日程等により翌年6月末まで募集継続できないことが事前に判明している場合には、あらかじめ受付期間を設定することをお勧めします。)
※年度途中の求人募集中止や募集人員削減は指導の対象となります。事業規模縮小等により、やむを得ず行う場合であっても、あらかじめ職業安定局長の定める様式でハローワークに通知する必要があります(職業安定法施行規則第35条第2項)。
- ☐ 高卒求人は、原則、求人内容の変更はできないこと。
※学校卒業見込者(高校卒業者)等については、特に配慮が必要であることから、労働条件を変更することは不適切です。
- ☐ 7月1日(火)に求人票交付を希望する場合、6月9日(月)までに求人申込みを行う必要があることを了知していること。
また、申込みがされていても求人内容の確認が取れない、必要書類の提出がないといったことがある場合は、交付が遅れる可能性があることを了知していること。

※冊子「新卒者募集のために」
はじめに、P1～5、
31～32、62～64を
ご参照ください。

2. 高卒求人票

- ☐ 求人票の返戻・求人公開は、7月1日から可能となること。
- ☐ 学校訪問(学校への求人送付)は7月1日から可能となるが、その際は必ず「ハローワークの確認印が押印された求人票」を使用すること。
文書募集は7月1日から可能となるが、下記①～③すべての条件を満たす必要があること。
- ☐ ①ハローワークの確認を受けた求人であって、当該求人票記載内容と異なるものでないこと。
②広告等掲載にあたっては、ハローワーク名・求人番号を掲載すること。
③応募者の受付は学校またはハローワークを通じて行うこと。

※冊子「新卒者募集のために」P1～5、
62～64をご参照ください。

- ☐ 「自主確認表①(表面)及び②(裏面)」の内容について理解しました。
- ☐ 冊子「'26新卒者募集のために」、冊子「採用と人権」のほか、説明動画を視聴し、「東京都高等学校就職問題検討会議の申し合わせ」等の内容を理解しました。

令和 年 月 日

事業所名:

役職・担当者氏名:

平日昼間に連絡がつく電話番号:

F A X 番 号 0 3 - 3 8 1 2 - 5 0 9 5

～この面(自主確認表①)を

F A X または 郵送 にてお送りください～

【求人者マイページから申込の場合】

求人者マイページの「ハローワークへの連絡事項」欄に「自主確認表・説明動画確認済／役職・担当者氏名／平日昼間に連絡がつく電話番号」を入力していただくことで提出を省略することができます。

自主確認表② ～採用選考等を行う前に(高校)～

◎求人活動・採用選考等を行う前に再確認をお願いします。

3. 応募前職場見学

- ☐ 応募前職場見学を実施する前に、受入れ方法を確認すること。
- ☐ 参加の有無を採否の判断基準に含めないこと。
- ☐ 生徒に「職場見学のお願い」「職場見学確認書」以外の書類提出を求めないこと。
- ☐ 生徒本人の状況等を聴取したり、選考に繋がる質問をしないこと。
- ☐ 生徒に内定と受け取られるような話をしないこと。

※冊子「新卒者募集のために」P4～5、66～69、75～78、99をご参照ください。

4. 推薦(応募書類到達)

- ☐ 9月5日以降に応募書類(全国統一応募用紙)が到達すること。
- ☐ 応募書類以外の用紙(社用紙、アンケート等)を求めないこと。
- ☐ 応募を受け付け次第、選考日程等を速やかに学校及び学校を通じて本人に連絡すること。

※冊子「新卒者募集のために」P4～5、62～64、75～78、102～103をご参照ください。

5. 採用選考

- ☐ 9月16日以降に採用選考(面接、適性検査、学科試験等)を実施すること。
- ☐ 本人の適性と能力に関係のない質問は行わないこと。
- ☐ 面接前に「就職差別につながるおそれがある14事項」等を熟読すること。
- ☐ 採用選考に当たって、身元調査を行わないこと。
- ☐ 生徒・学校の事情等によりオンライン面接を実施する際は、学校と事前調整等を行ったうえで実施すること。

※冊子「新卒者募集のために」P4～5、62～64、75～80、冊子「採用と人権」等をご参照ください。

6. 採否決定

- ☐ 採否結果は選考後速やかに決定し、学校及び学校を通じて本人に通知すること。(極力7日以内)
- ☐ 不採用者があった場合には、応募書類を学校に返却し、不採用理由を通知すること。
- ☐ 求人の内定状況を「新規高卒者採用内定状況報告書」により事業所を管轄するハローワークへ報告すること。

※冊子「新卒者募集のために」P4～5、62～64、75～80、105をご参照ください。

7. 内定後

- ☐ 入社後までは「就職承諾書」以外の書類提出を求めないこと。

※冊子「新卒者募集のために」P4～5、75～80、104をご参照ください。

8. 入社

- ☐ 就業開始は「卒業日の翌日以降」となること。
- ☐ 教育(研修)等は入社後に事業主の指揮命令のもとで実施すること。

※冊子「新卒者募集のために」P1～5をご参照ください。

上記を踏まえて、公正な採用選考にお臨みください。

【ホームページ掲載場所】東京ハローワーク(ホーム)>ハローワーク一覧>ハローワーク飯田橋
>学卒求人>新規高等学校卒業者の求人活動のルールや求人申込手続きについて
>冊子「26新卒者募集のために」、冊子「採用と人権」
https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/list/iidabashi/jigyounushi/gakusotsukyuuujin_2021.html

